

Title	ソ連外交と欧州関係
Sub Title	Soviet foreign policy and European relation
Author	稲垣, 文昭(Inagai, Fumiaki)
Publisher	慶應義塾大学湘南藤沢学会
Publication year	1995-02
Jtitle	研究会優秀論文
JaLC DOI	
Abstract	本論文は、ソ連と欧州関係についてまとめたものである。冷戦構造の捉え方に注目し、1) ロシア=ソ連の対外政策の継続的要因と断続的要因。2) 北大西洋条約機構の設立過程と目的。3) ワルシャワ条約機構の設立過程と目的を3章に分けて説明し、それぞれの視点から欧州における冷戦構造の考察を試みている。
Notes	Krvtsevich研究会1994年秋学期
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=0302-0000-0553

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究会優秀論文

ソ連外交と欧州関係

稲垣文昭

総合政策学部 4年

Kravtsevich研究会

1994年秋学期

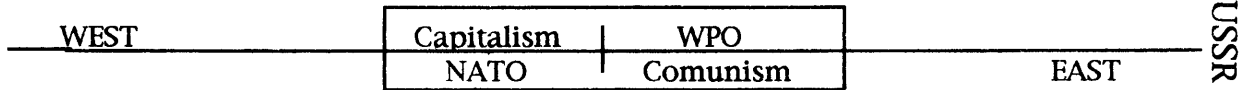
慶應義塾大学 湘南藤沢学会

Keio University Shounan Fujisawa Academic Society

CSCE

SOVIET FOREIGN POLICY

USA+ENGLAND+FRANCE



AND EUROPEAN RELATION

GERMANY

ソ連外交と欧州関係

(アンドレイ・クラフツェービッチ研究会卒業論文)

1995,2.8

総合政策学部 4年

79100508

稲垣文昭

Policy Management Department
79100508 Fumiaki INAGAKI
KEIO UNIV. Andrei Kravtsevich ZEMI REPORT

1：はじめに

ヤルタ会談は、その会談の結果であるヤルタ宣言において謳われている「『自由選挙』を東欧諸国で即時実施することを英米側が求めソ連がそれを拒否したという経緯から、民主主義と全体主義の対決のシンボルとして、冷戦を生み出した重要な起源の一つに位置づけられてきた¹⁾。このヤルタ会談において自国の国力と世界情勢との関連に気付いていた合衆国大統領ルーズベルトは、国際連合を中心とした国際組織にのった集団安保体制としての戦後の世界体制を形成する上で、ソヴィエト連邦の協力を不可欠とみていた。結果として、スターリンの拡張主義を容認するという宥和的妥協を行うことになったといわれている。つまり、パックス・ブリタリカからパックス・アメリカナへの変革の中で、ルーズベルトは自国の国力にみでは、戦後体制を維持して行くには不十分とみなしソヴィエト連邦の国力の協力を仰いだのである。この時点では、米ソ対立の構図はまだ存在しなかった。

しかしながら、ルーズベルトの急死とその後を次いだ、トルーマンによって米ソ対立の構図は形成され始めた。彼は、対ソ宥和の結果として生まれたヤルタ協定への危機感からか日本への無条件降伏を促すポツダム宣言の策定にあたって、スターリンを排除し米国が準備した宣言案をチャーチルに同意を得るとともに、その同意された文書に中華民国の蒋介石の同意を受けることにより、宣言書を作成。その後、ソ連の宣言書への参加を署名から閉め出す言う形で半強制的に、ソ連が「米英華ポツダム宣言」に参加することを表明させた²⁾。

また、終戦が迎えられた当初、世界はまだイデオロギー的相違は曖昧であった。これは、冷戦が崩壊した1989年頃は平和的な空気が流れ対立の構図が無くなるのが当然視されていたということと同じ心理的現象があったとも考えられる。だが、事実、欧州においては共産党、社会党、キリスト教民主党などが保守党と共に政権の座にあるなど、また、わが国日本においても、共産党と保守党が競うといった状態が存在した。

だが、1946年になると、ポーランド、ブルガリア、ハンガリーなどにおいて非共産党分子が逮捕追放を受け、フランス、イタリアにおいて共産党閣僚辞任におこまれるなど、各国のイデオロギー的立場が明確になってきた。その一方で、ソヴィエト政

権はIMFや世界銀行といった合衆国政権が国際連合と同様に世界秩序維持を目標とし創設を考えた国際機関への非加盟を決定するなど、合衆国主導へのソヴィエトの反発が明確になってきた。この反発は、スターリンの1946年2月9日の以下の演説にも見られる。

「戦争が現代独占資本主義を基礎として不可避的に起こるものである。故にソ連は安全保障のため、経済建設に集中する必要がある。」³

そうして、1946年3月5日、チャーチルのミズーリー州における鉄のカーテン演説によって、米英を中心とした西側陣営のソ連へ懸念が具体化されると、1947年3月対ソ封じ込めを謳った「トルーマン・ドクトリン」が発表され、1年後の1948年3月にはNATOの前身となるブリュッセル条約が調印された。

そして、1949年4月には冷戦構造を代表する集団安全保障であるNATOが調印された。

そして、それらの西側に対抗すべく組織として、東側はワルシャワ条約機構（以下WP0）を1955年に設立し、軍事対立として冷戦をより具体的にとらえることができるようになった。

しかしながら、このような冷戦構造の捉え方には疑問が残る。まず、NATOの調印の1949年にたいしWP0が設立したのが1955年とその間に6年の歳月があるということ。また、冷戦構造はイデオロギー対立という一元論的解釈で捉えられていた。つまり、我々西側の人間はソ連の対外政策の動機をイデオロギー的観点から解決することに重点を置いてきたが、ソヴィエト連邦はその地理的要因及び構成民族からいって帝政ロシアを引き継ぐものであり、その対外政策における継続的要因を理解しなすぎではなかったであろうか。そして、「鉄のカーテン」演説のような為政者の発言は、政策履行を国民に理解させる上での単純図式化とも取ることができ、真の理由はより複雑な可能性があるといったことである。

以上のことから、

- ・ロシア＝ソ連の対外政策の継続的要因と断続的要因。
- ・北大西洋条約機構の設立過程と目的
- ・ワルシャワ条約機構の設立過程と目的

の視点から欧州における冷戦構造を考察してみたい。

注

- ¹ 由井大三郎・中村政則・豊下楯彦 編
「占領政策の国際比較 日本・アジア・ヨーロッパ」 P197 LL1~3 三省堂 1994年
- ² 無論、ヤルタにおいては核爆弾の完成の報告が届いておらず、それ故、対日本土決戦において、米国の損害を最小限に押さえるためにも、ソ連の対日参戦は不可欠であった。それが、ソ連に対する宥和的政策になった理由の一つでもあり。ポツダム宣言においては、核爆弾の開発成功があったことにより、ソ連の強力が必要なくなったという理由もある。
- ³ 土井泰彦 編著 「国際体制論」P155 LL5~6 文真堂 1992

2: ロシア・ソ連の伝統的外交

2-1 帝政ロシア期

ロシアという国家は、西欧文明の導入という面で考えれば、その形成期から後発国であったといえる。そして、文化的にもフランスやイギリス、そして中欧のオーストリアやプロイセンといった諸国が西ローマ帝国の文化を引き継いでいるのとは違い、ビザンティン帝国文化、つまり、ギリシャ正教文化を色濃く反映していた。つまり、近代文明の生み手となった西欧とは異なった価値観がとりわけ宗教観が確立されていた。また、同時にロシアは絶えず侵略の脅威にもさらされてきた。それは、キエフ公国がチンギス=汗の孫バトゥー率いるモンゴルによって滅ぼされ、後、そのバトゥーが建国したキプチャク=ハン国(1243~1395解体、1502年滅亡)によって支配された時(1243年)に始まったといえる¹。以来、トルコの脅威にさらされ、またはナポレオンによって脅かされ、そうしてヒトラーによって脅かされるという歴史を経てきた。そうした、経験は富国強兵の必要性をロシアの指導者層に痛感させた。そして、そのような富国強兵の思想は1989年のピョートル大帝の即位により一つの流れの基礎が作り上げられた。そして、その流れは西欧派と呼ばれる。

西欧派とは、1840年代から50年代にかけて、ロシアでの西欧型近代化の必要性を唱えた思想・リーダー層であり、西欧の優れた文明を、とりわけ個人の自由の権利を受け継ぐことを主張しており、ピョートル大帝の改革路線の継承を支持していたグループであった²。つまり、ピョートル大帝の西欧文明導入の流れが後に思想として認知されたものであった。

一方で、スラヴ派と呼ばれる国粹的思想も西欧派と時を同じくして誕生した。そもそも、『西欧派』と『スラヴ派』は、19世紀のロシアの思想家ピョートル・チャアダーエフが1836年に時のツァーリ、ニコライ1世に『哲学書簡』なる論文を提出したことに始まる。チャアダーエフはこの論文の中で「ロシアがヨーロッパにもアジアにも属さず、人類全体の文化に何一つとして貢献しなかった³」とし、その原因を「ロシアがヨーロッパのカトリック教ではなく、ビザンティンからギリシア正教を導入した⁴」ことと指摘した。そして、この論文を巡る論争の結果、西欧派とスラヴ派が形成されたのである。西欧派がピョートル大帝の改革を基盤として始まっているのに対し、

スラヴ派は、ナポレオン戦争後の民族主義とドイツ・ロマン主義のもとにはぐくまれたものであった。そして、彼らは西欧派がピョートル大帝以後の改革路線を支持したのに対し、ピョートル以前のロシアに立ち返ることを主張した。そうして、このスラヴ派はやがて汎スラヴ主義へと転化し、1877～1878年の露土戦争において戦争を正当化する手段としてツァーリロシアによって利用されるなど、対外政策の一手段としての面も持つようになった。

そして、この西欧派とスラヴ派は、富国強兵策を西欧近代的におこなうのかロシア固有の方法にのっとっておこなうのかといった思想の流れでもあったといえよう。

2-2 ソヴィエト連邦期

第1次世界大戦中の1917年の10月革命によって樹立したレーニンを頂点とするボリシェビキ政権は、ドイツとブレスト＝リトフスク条約を単独締結し、妥協的な終戦を迎えた。だが、当時のボリシェビキでは世界社会主義思想が主流であり、その理念で考えれば外交は存在しなかった。何故なら、ロシアにおけるプロレタリア革命は世界中の労働者に先だった革命であり、先進国における社会主義革命の刺激剤であったからだ。つまり、これから続々と世界中で革命が起こり、世界革命によって資本主義を打倒し、資本主義の代わりに社会主義を体制を築き上げれば民族国家や領土はもはや問題ではないのである。だが、世界社会主義思想は見事に打ち砕かれることとなる。ドイツにおけるスバルタクス団によるベルリン蜂起は失敗に終わり、また、「われわれ社会主義と電車に乗ってきたが、自分は独立と言う停留所で降りてしまった。⁵」と語ったピウスツキのもと隣国ポーランドでも民族主義を基盤とした国家が成立した。そうして、決定的なのは列強諸国による対ソ干渉戦争（1918～20）であった。このような状況にあっては、ソヴィエト政権が生き残るにはもはや国家の存在を規定した一国社会主義下での革命政権維持でしかなかった。そうして、その為には、対ソ干渉に対する防御からもまた、世界規模で革命を起こすためにも領土を拡張しソヴィエト政権の勢力を伸ばすことが重要になったのである。レーニンのそうした方向転換を見事に引き継ぎ具現化したのがスターリンであった。そうして、スターリン政権下ソヴィエ

トは対資本主義の様相を強めていくことになる。だが、その一方で、ヤルタ会談にみられるように強引な外交駆け引きの結果として東欧諸国に共産主義を輸出し革命政権をつくるという立場もとっていくことになる。

そして、そのようなソ連対外政策の特徴として、ソヴィエト外交を2つの柱によって支えられているものと見る研究がある。それは、「ソヴィエト対外政策は、外交戦略とイデオロギー戦略から成って⁶⁾」おり「外交戦略の対象となるものは対資本主義諸国関係であり、イデオロギー戦略の対象となるものは対社会主義国諸国（東欧諸国）関係と対地域紛争（戦争）関係（対民族解放闘争・戦争関係）⁷⁾」である。だが、「元来ソ連の外交戦略は東西共存を目指す戦略であり、イデオロギー戦略は世界革命を目指す戦略であり、この二つは相互矛盾の相対立するものを持っている⁸⁾」とし、この2つの流れを

① 外交戦略

② イデオロギー戦略

とわけると、この①と②はクレムリン内でのパワーバランスが外交の方針を決定づける一要素であったと言えるものである。例えば、フルシチョフ期（つまり、雪解けの時代）は①>②といったパワーバランスからイデオロギー戦略重視から対外強調路線へと変化したとみることができる。

だが、とある国家の外交及び安全保障政策といった対外政策は当該国家の政治構造が変化しようとも、その地政学的要因や国民気質といったものから出てくる、継続的要因というべきものが存在すると思われる。つまり、①と②といった2本柱のパワーバランスだけが単純にソ連の対外政策を決定していたのであろうか。ロシア期に思想の大きな潮流となった西欧派とスラヴ派の流れはソ連外交にはうけつがれていないのであろうか。1917年の革命後汎スラヴ主義はソヴィエト政府によって否定されたが、スターリンは対ナチス・ドイツのために民族主義を鼓舞する必要性からこの汎スラヴ主義を復活させたと言う事実がある。そして、1946年の12月にベオグラードにて汎スラヴ会議を開くといったことも行っている⁹⁾。勿論、この時は、対外政策の手段として用いられたものであり、決定要因とはいえないのは事実である。しかしながら、では、何故、西欧派の対象であった西欧諸国ともいうべき対資本主義諸国関係は対外政

策を決定づける要因として存在するのであろうか。ソ連が社会主義国である以上、その体制を維持する為には、資本主義と国家として接する必要性があり、その為外交戦略として形成されたのか。それとも、西欧派→外交戦略として発展したのか。または、外交戦略として対資本主義諸国の戦略とわりきるのが間違っているのでしょうか。

そこで、帝政ロシアからソヴィエト連邦への政治構造の移り変わりにおいて継続された要因と断絶された要因、そして新たに生まれた要因といったものを、

・西欧派 ・スラヴ派 ・対資本主義戦略・イデオロギー戦略

のキーワードと、まず、マルクス・レーニン主義の基本テーゼである『戦争不可避論』という安全保障政策との関係からソ連邦時代の対外政策の基礎を分析してみる。

2 - 3 戦争不可避論と西欧派、スラヴ派

階級間において搾取も被搾取も存在し得ない体制であったはずの、ソヴィエト政権で搾取する側として存在した党高級官僚をノーメンクラトゥラと呼ぶのは周知の事実である。そして彼らは「ソヴィエトの外交政策は平和政策である。なぜなら、現存社会主義社会には、膨張や侵略に関心を抱くような階級もグループも存在しないからだ」¹⁰と主張する。これは、マルクス・レーニン主義における戦争の定義に乗っ取ったものともいえるであろう。。マルクス・レーニン主義においては、戦争は

不正義の戦争：他国、他民族を侵略、征服する為の戦争

正義の戦争　：資本主義の奴隷化から人民を解放し、不正義の戦争
を行う帝国主義の抑圧から植民地、隷属国を解放し、ある
いわ社会主義を樹立し、それを防衛するための戦争¹¹

の二つに分けられる。つまり、ノーメンクラトゥラにとっては、戦争を行っても良い戦争を行っているのであり、平和を築く為の戦争であり、そして、スターリンが最後の著作『ソ連同盟における社会主義の経済的諸問題』において「帝国主義が不可避免的に戦争を生み出すというレーニンの命題は、平和を守り新しい世界戦争に反対している強力な人民勢力が成長した今では、古くなったものと考えべきだ、というものがある。これは、正しくない¹²」といった『戦争不可避論』を示した通り、レーニン期

と異なり、スターリン期においては、資本主義間の戦争は社会主義にも及ぼされ、それ故、戦争はやむを得ないというものであった。ただ、我々は戦争を仕掛けないということなのである。

だが、「実際、ソヴィエトの労働者も、コルホーズ農民も、インテリも、侵略や膨張を必要としない。だが、現存社会主義はこれらのグループからのみ成立しているわけではない。この社会はノーメンクラトゥーラリストの階級によって支配されている¹³」のであり「ノーメンクラトゥーラにおいて最も重要なのは権力である。財産でなく権力である¹⁴」ということが実際はそのテーゼの背後にあるあるのではないであろうか。つまり、その権力を守るために正義の戦争は存在する。そして、スターリン期においてはまさに『戦争不可避論』がその権力を守るものであったのである。というよりも、『戦争不可避論』が『戦争可避論』の勢力よりも強かったと見る事が出来る。何故ならば、スターリン期からフルシチョフ期に移り変わるとともに『戦争不可避論』はその軍事ドクトリンから放棄され『戦争可避論』がその中心となったのである。そこで、このマルクス・レーニン主義のテーゼに関するクレムリンにおける支持勢力を2つに分けるとしたら

α 戦争不可避論主義

β 戦争可避論主義

に分けられると思われる。そして、スターリン期においては、 $\alpha > \beta$ であったクレムリンでの勢力関係がフルシチョフ期においては $\beta > \alpha$ と変わったのではないであろうか。勿論、スターリン期とフルシチョフ期の狭間である集団指導体制期（1953年～1956年）において、1954年8月にマレンコフ首相が米ソ間の核戦争は文明を終焉に導く、人類に対する未曾有の惨事になるであろうと述べて『核戦争共倒れ論』を展開し戦争可避論を説いたにも関わらず、1955年1月の党中央委員会総会において辞任¹⁵させられことを考えれば、 $\beta > \alpha$ の勢力変化は疑わしいものになる。だが、当時、政府の実力者であるマレンコフ首相と党の実力者であるフルシチョフ第一書記はスターリンの後継者争い中であり、党が政府を指導する立場に置けるソ連においてはフルシチョフが勝利したのは妥当であったし、なによりもフルシチョフはマレンコフの後釜に腹心のブルガーニンを首相とするとともに、なんとマレンコフは党中央委員会幹部会員

として残ったのである。このことは、 $\beta > \alpha$ としてフルシチョフが勝利したと考えられるものではある。

そして、

①対資本主義諸国戦略 > ②イデオロギー戦略

$$\Leftrightarrow \beta > \alpha$$

と仮定すると、

対資本主義諸国戦略 = 戦争可避論

イデオロギー戦略 = 戦争不可避論

といった支持層の重なりが考えられる。

だが、ここで『戦争可避論』の成立についてもう一度考察してみると、

表1 戦争可避論の確立までの時間的流れ

1953年3月	スターリン死去
8月	ソ連水爆実験成功
1954年	ソ連長距離爆撃機保持 米国、『大量報復戦略』を打ち出す
8月	マレンコフ首相『核戦争共倒れ論』を述べる
1956年2月	フルシチョフ第20回党大会に於いて、前年に首相解任したマレンコフの『核戦争共倒れ論』をほぼ受け入れる見解を発表。『戦争可避論』を唱える
1957年8月	ソ連、ICBMの実験成功
1959年	ソ連、5番目の独立軍としてロケット軍の創設決定
1960年1月	フルシチョフ最高会議にて戦略思想を打ち出す 米の大量報復戦略と同様の立場を表明

といった、時間の流れから、核兵器の開発とその運搬手段の発達が密接に関わっているのが窺える。また、マレンコフの『核戦争共倒れ論』が、そのような自国における核兵器の開発の進展に加え、米国の「敵の軍事侵攻に対して、大量の核兵器による

報復を相手側本土に行う¹⁶』という『大量報復戦略』といったものに影響を受けているのは、時期に的にもみても濃厚である。つまり、ソ連における『戦争可避論』は西側とりわけ米国に対する戦略への対応から生まれた現実的戦略結果であったと言える。また、この『戦争可避論』から『平和共存』へと繋がっていくのであるが、『平和共存』そのものは、フルシチョフ期においてはじめて用いられた言葉ではなかった。

フルシチョフがスターリン批判を行い、『平和共存路線』へと歩みだした第20回党大会のほぼ20年前の1925年の第14回党大会に於いて、スターリンは「ソ連と資本主義との間に『一時的な均衡が確立され』『“平和共存”の期間が始まった』」¹⁷と報告演説の中で述べている。また、第二次大戦後にも、スターリンは、「世界の民衆の厭戦気分を利用して、様々な平和擁護活動を展開¹⁸」し、その活動について「『資本主義の打倒と社会主義の樹立という目的を追求しているのではなく』、『平和を維持し新しい世界戦争を未然にふせぐための闘争に人民大衆を立ち上がらせることを、その目的としている』」¹⁹と著書『ソ連同盟における社会主義の経済的諸問題』で述べている。

しかしながら、この著書ではスターリンは先に述べたとおり、『戦争不可避論』の堅持を示しており、一時的戦略として、平和擁護活動を弁護していると見る方がよいであろう。しかしながら、これはイデオロギー戦略なのであろうか。それとも、資本主義諸国を意識しているものとして対資本主義戦略なのであろうか。

また、『平和共存』の1925年の第14回党大会の時代を見てみると、

景	1921, 11	ワシントン会議(~22年2月)	表2 第十四回党大会とその背景
	12	四カ国条約締結	
	1922, 2	九カ国条約締結；ワシントン海軍軍縮条約締結	
	4	独露間にてラッパロ条約締結	
	1923, 1	ソヴィエト社会主義共和国連邦成立	
	1924, 1	レーニン死去	
	12	スターリン『一国社会主義論』発表	

1925, 1	トロツキー軍事人民委員解任
12	ロカルノ条約締結 第14回党大会
1926, 4	独ソ中立条約締結
1927, 5	英対ソ断交
1928, 8	パリ不戦条約

といった様に、スターリンはまず同年の1月には、前年に死去したレーニンの後継者争いにおいての最大のライバルであったトロツキーを、トロツキーが最も強大な支持基盤をもっている軍から切り放すという意味で軍事人民委員から解任し、独裁の基礎を作り上げている。また、翌26年にはワイマール憲法下の民主主義勢力が優勢なドイツと中立条約を締結している。そして、国際情勢では、第14回党大会が開かれた12月には、仏・独・伊・ベルギー・ポーランド・チェコスロヴァキアがライン国境現状維持、

不可侵・国際裁判による国際紛争の解決を約した欧州における安全保障条約が締結された。そして、1921～22年にかけて、軍縮に関する条約が資本主義諸国間において締結されていた。つまり、国際的にも第一次大戦への厭戦気分から平和への動きが強くなっていった時期であった。そして、その結果が28年のパリ不戦条約の締結を可能にしたとも言えるであろう。

また、経済的にも、第1次大戦で疲弊した欧州経済も1924年のドーズ案の成立にともないドイツ経済の破綻が救われ、欧州経済安定の方向に向かっていった時期であり、ソ連においても、1918年～21年初めにかけての戦時共産主義から21年にはNEPへと移行し、24～25年においてはほぼ第一大戦前のレベルにまで経済は回復していた。まさに、「ソ連と資本主義との間に『一時的な均衡が確立され』」世界的な状況からも「”平和共存”の期間が始まった」と言えた時期であり、スターリンのこの発言は実に、プラグマティックな発言であり政策であると言える。

そして、フルシチョフ『戦争可避論』への政策転換においても、同様にプラグマティックな政策の結果といえるのではないであろうか。例えば、当時のソ連の内政の問題、つまり経済の問題として「第二次世界大戦中の多数の戦死者と出生率の激減、乳幼児死亡率の増大などによって、労働力に大幅な不足を来し、同時に徴兵適齢者の激減のため、現有兵力の維持が難しくなった²⁰」という事情から「現代の戦争は数ではなく火力によって左右されるとし、核兵器を所有するソ連は、何ら戦力の低下をもたらさずに兵員を削減することが可能になった²¹」という理由を中心としてそれを正当化したという『戦争可避論』を決定づけたと考えられる一要素もプラグマティックといえる。

また、マレンコフの『核戦争共倒れ論』の1954年の翌55年の3月24日付けの『クラスナヤ・ズヴェズダ』（国防省機関誌）において、ロトミストロフ戦車兵元帥は、『ソビエト軍事学の諸問題の創造的研究のために』と題する論文で、ソ連の軍事戦略において「神がかり的な公式論を排撃し、西欧の軍事学をも研究することを主張し、また核戦争下においても人間の精神的要素は重要であること等²²」を主張している。これは、スターリン期の軍事戦略の見直しを求めているものである。そして、これを、ロシア＝ソ連の伝統的な軍事ドクトリンである「質の悪さをいかに補うかという問題に対する解決策をみつけだすこと²³」と結びつけると、「ピョートル大帝の時代から、社会の近代化や西側先進技術の導入の願望は貪欲までに強かった」という西欧派的な流れからの論と思える。そして、「社会の近代化は失敗に帰し、技術面で西側先進技術に遅れをとっている状況下では、その解決策はいつも決まっていた。つまり、下級将校の指揮能力の弱さを、農民へ意志のねばり強さと戦場での卓越した働きぶりで補い、また、平均技術面での遅れは、軍隊の数的優位で補うこと²⁴」であると考えた場合、ロシア＝ソ連の軍事ドクトリンは西欧派とスラヴ派という2つの潮流のパワーバランスによって決まってきたのであろうか。そして、スターリン期の軍事戦略を『神がかり的な公式論』とし、それに対し、新たな戦略を『西欧の軍事学をも研究する』ことに求めるならば、まさにスターリンの戦略というものは、『ピョートル以前のロシアに立ち返ること』を唱えた、『農民へ意志のねばり強さと戦場での卓越した働き

ぶりで補い、また、平均技術面での遅れは、軍隊の数的優位で補う』スラヴ派的なものであったのであろうか。

しかしながら、スターリンは対ナチス・ドイツのために民族主義を鼓舞する必要性からこの汎スラヴ主義を復活させ、1946年の12月にベオグラードにて汎スラヴ会議を開くといったようにスラヴ派を政策の手段として使っている経緯がある。また、1946年のベオグラードにおける汎スラヴ会議は1948年のユーゴの離脱にともない解散していることから、この戦略は1946～48年の2年間だけの命であるとともに、「世界の民衆の厭戦気分を利用して、様々な平和擁護活動を展開」したのと同じであり、プラグマティックな政策の結果であったと思われる。

そもそも、安全保障の観点から西欧を意識する以上、優れた技術の導入を行うのは一国の政策としては当然と思われる。日本の様に島国ではない限り、鎖国状態を保つことは難しい。そして、その日本でさえ西欧近代文明によってつくられた軍事技術によって武装された西欧列強からの侵略から国家を守るため、鎖国を終焉せざるを得なかった。ロシアをいわんやである。確かに、ナポレオンの侵略もヒットラーの奇襲もその国土により逆転出来たのは事実である。だが、その寒さと広大な領土という天然の要塞ともいべき国土故に、西欧化せずにスラヴ的なままで国家の安全保障を守れたというのにはある意味で事実であろう。つまり、ある意味で、西欧派、スラヴ派という思想の流れはソヴィエト対外戦略、とりわけ安全保障戦略においては生き続けてきたとも言える。そして、核ミサイルの登場により、その国土に根ざした防衛戦略が機能しえなくなった故に、戦略の転換が必要になったのだ。とみることはできる。

そして、以上の様に仮定すると、少なくともフルシチョフ期までは

西欧派→対資本主義諸国外交（外交戦略）

→戦争可避論

といった図式は成り立つと言えるであろう。しかしながら、ここで重要なことは、ソ連においては誰が一体、決定した対外政策の利益をうけるのか。ソヴィエトの支配者はノーメンクラトゥーラという党官僚である。そして、「ソヴィエトの労働者も、コルホーズ農民も、インテリも、侵略や膨張を必要としない。だが、現存社会主義はこれらのグループからのみ成立しているわけではない。この社会はノーメンクラトゥーラ

リストの階級によって支配されている」のであり「ノームクラツラにおいて最も重要なのは権力である。財産でなく権力である」ということを忘れてはならない。

『戦争可避論』への転換も、そうしたノームクラツラにとって『権力』を守る為のプラグマティックな政策ではなかったであろうか。つまり、

西欧派→対資本主義諸国外交（外交戦略）

→戦争可避論

といった流れにみえる対外政策もプラグマティックな政策の結果であり、選択肢の一つを選んだ結果ではなかったろうか。だが、以上のことを議論する前に、対するスラヴ派の流れはということも考えることもひつようであろう。そして、イデオロギー戦略が「対社会主義国諸国（東欧諸国）関係と対地域紛争（戦争）関係（対民族解放闘争・戦争関係）」だけを対象にしているものなのかということも考察しなければならぬであろう。このことをWPO（ワルシャワ条約機構）の設立目的と機能の考察を行うことごとによって論じてみたい。だが、WPOについて触れる前にNATOの形成と冷戦の形成を考察することが必要と思えるので、ひとまずロシア＝ソ連の対外政策の視点の分析から欧州関係の視点へ場を移してみる。

注

¹ この約1240年から1480年まで240年間は「タタール＝モンゴルのくびき」と呼ばれている

² 西欧派の大多数は貴族地主階級で、西欧派とスラヴ派を生むきっかけとなった、『哲学書観』をニコライ1世に提出したチャアダーエフをはじめ、ツルゲーネフ、アンネンコフ、経済学者のベルナツキーなどがいる。

³ 外川健男著 『ロシアとソ連邦』 P24L4～L5 講談社学術文庫 1991

⁴ 同上 P24L6

⁵ 伊東孝之著 『ポーランド現代史』 P71,LL10～11,山川出版社 1988

⁶ 小田切利馬著 『現代ソ連外交史 東西関係・交渉史』 P4L13 図書刊行会 1984

⁷ 同上 P4,LL13～15

⁸ 同上 P4,L6

⁹ 1948年にはユーゴの離反により一時的なものとして終了

¹⁰ M.S. ヴォスレンスキー著 佐久間貌訳 『新訂・増補版 ノームクラツラ』 P525LL1～2 中央公論社 1988

- 11 松井弘明著 『ソ連の国防と東欧』, P3, LL10~13 劉草書房、1987
- 12 同上 ,P4, LL1~3,
- 13 M.S. ヴォスレンスキー著 佐久間貌訳 『新訂・増補版 ノーメンクラトゥーラ』
P525 LL5~7 中央公論社 1988
- 14 同上 P525 L8
- 15 勿論、マレンコフの首相解任は他の理由が考えられる。
- 16 松井弘明著 『ソ連の国防と東欧』, P7, L2, 劉草書房、1987
- 17 同上 P5, LL4~5
- 18 同上 P5, L6
- 19 同上 P5, LL7~8
- 20 同上, P10, LL8~9,
- 21 同上, P9 L20~P10 L3,
- 22 同上, P6, LL17~18
- 23 伊東憲一著 『ロシア=ソ連の対外行動パターンの継続性』 P209, L2
「東京国際シンポジウム・転換期のソ連」、国際問題研究所、1986
- 24 伊東憲一著 『ロシア=ソ連の対外行動パターンの継続性』 P209, LL2~6,
「東京国際シンポジウム・転換期のソ連」、国際問題研究所、1986

3：北大西洋条約機構

NATOの設立にはトルーマンドクトリンやマーシャルプランといった合衆国の政策が深く絡んでくると思われる。そこで、まず合衆国が対ソ宥和から対ソ強硬路線に政策を移していった背景を考えてみる。

3-1 ヤルタ会談

冒頭においてヤルタ会談の期はルーズベルトにより合衆国の対ソ政策は宥和的であったと述べた。しかしながら、合衆国の対ソ強硬戦略の形成は実はヤルタ会談においてからあったものとも考えられる。実はヤルタ宣言は「『解放ヨーロッパに関する宣言』という名称からも窺えるようにそれ自体独立したものではなく、本来は『解放ヨーロッパ緊急高等委員会』という、緊急の政治経済問題からの解決を目指す全欧レベルの組織の設立に際して発せられる宣言として準備された¹⁾」ものであった。そして、米國務省はソ連が東欧諸国において排他的な実権を持ち始めたことに対してその権力を崩すためにこの宣言をヤルタ会談において持ち込んだのであった。

では、ソ連が排他的実権を東欧で持ち始めたのは何故か。理由としてはいわゆるバッファゾーンとしての東欧をスターリンが望んだからであるが。では、何故そのようなスターリンの望みが叶えられてしまったのか。

◎ ヨーロッパ諮問委員会と占領体制

1943年7月25日のムッソリーニ失脚にともない、イタリア新政権が連合国に秘密裡に降伏交渉を持ちかけたとき、降伏国の占領管理体制についての英米ソは「3大国の『対等性』『全員一致制』に基づく占領管理機関の設置²⁾」構想を共通の理解としていた。この構想は、当時の英国外相イーデンが43年の7月初め、外務次官ウィリアム・ストラング卿の「『戦争に関連のあるヨーロッパ共通の利害問題（軍事作戦上の諸問題を除いて）の手形交換所の役目をはたす諮問機関』という言い方で、初めて世に問うたもの³⁾」を米ソ両国に送付したものであった。

しかしながら、この提案の前提には「ソ連軍の侵攻によって東欧枢軸国の降伏が”先行”するであろう、その際に英米側もソ連と対等の立場で東欧占領に参加する権利を確保しておく、というねらいがあった⁴⁾」。ところがイタリアが”先行”する事態

となって、スターリンが逆にこの構想を逆手にとってイタリア占領への対等参加を求めたのである。また、このイギリスの提案は1943年10月のモスクワ三国外相会議にてヨーロッパ諮問委員会の設置を決めたが、イタリアの占領統治の実権をにぎる連合国管理委員会は英米が独占し、「ソ連は単なる『オブザーバー』として事実上排除され、助言機関である対伊諮問理事会のみ参加を認められること⁵⁾」になった。そして、その約一年後の44年9月に降伏したルーマニアを初めとするブルガリア、ハンガリーの占領ではソ連が占領の実権を握り、英米両国はイタリア占領におけるソ連の立場に身を置くこととなった。また、ソ連が占領したバルカンにおける三国管理委員会でも同様のことが起こった。つまり、イギリスが当初提案した形での占領管理体制とは正反対とも言うべき構築されたのであった。そして、これがソ連の東欧での実権獲得を可能にしたのである。だが、それだけではなく、この占領体制に対する合衆国の対応がこのソ連の占領地域における優位性を助けてしまった面もある。

当時、このヨーロッパ諮問委員会に米代表顧問を担当した元国務次官、ジョージ・F・ケナンによると、

ルーズベルトはヨーロッパの戦後問題解決に関連して、自分の構想を事前に制約したり行動の自由を束縛したりするものには強い嫌悪感を抱いていた。ヨーロッパの戦後問題の解決はアメリカにとって外政上の問題であるばかりか、内政問題とも深い関連をもっていたからである。ルーズベルトからしてみれば、全くこの様な委員会などないほうがよかった。ところが国務省は、連合軍の大陸進攻作戦が切迫するとともに、いっそう緊急性をもってきたドイツ降伏と降伏後のドイツ処理の諸問題に、連合国としての共同方策を打ち出すある種の準備工作を進める必要を痛感していた。このことが強い圧力となって、ルーズベルトがまことに不本意ながら諮問委員会設置に同意したのは明白である。⁶⁾

そして

国務長官コーデル・ハルは、大統領の意志ばかりか、彼自身の考えも盾にとって、同委員会の憲章を、当初イギリスが立案したものよりも著しく幅の狭いものにするよう協調した。こうしてアメリカは、諮問委員会が、降伏の条件、占領地域、降伏条件実施のための機関等の問題以外に関与す

るのを制約してしまったのである。⁷

ということであった。

つまり、合衆国は当初からイギリス提案に関しては懐疑的であり、またソ連の勢力圏云々の問題よりもドイツの処理に重点を置いていたのも理解できる。そして、イギリス提案によるヨーロッパ諮問委員会構想にともなう占領体制は当初よりなかったものと考えていたのではないであろうか。つまり、ドイツの降伏が確定したあと占領体制については議論するということが当時のアメリカ指導層の考えであったとも受け取れる。そして、イタリアの降伏が東欧よりも”先行”したことだけではなく。この合衆国の政策がソ連の東欧での占領実権を握る結果につながったのではないであろうか。

事実、モスクワ三国外相会議の決定を受けた上での諮問委員会の設置において、合衆国政府は専任の特別代表を任命することをせず、ロンドン駐在大使のワイナントを代表に任命した（諮問委員会はロンドンに設置された）。そして、ソ連も合衆国と同様にロンドン大使を代表に任命し、唯一イギリスだけが提案者である外務次官ストラング卿を代表に任命し、諮問委員会のために多くの時間とスタッフを提供したのであった。

そして、さらに当時の米國務省は、「戦時下の国策に関してはただ諮問的な役割をとっているだけであり、進言するときはそれを求められた時だけ⁸」であり、ケナンも

第2次世界大戦中に國務省のおかれた困難な立場は、私にもよく理解できる。故コーデル・ハル氏はその回顧録の中で、戦争中、政策決定を大統領に牛耳られた有様を細かく述べている。⁹

そして、ウィリアム・M・フランクリンの著作（"Zonal Boundries and Accessto Berline" *World Politics*, 第16巻第1号所載）から「ルーズベルトは、チャーチル、蒋介石、スターリン、及び統合参謀本部、英米合同参謀本部との戦いに勝つことにかかりっきりであり、その間、國務省は、通常的外交関係をうまく処理し、戦後処理の政策案を作成することであった。」という一文を引用し、國務長官が合衆国の外交政策の最重要問題について何の通告もうけず、大統領や状況からの出し抜けに五里霧中の問題について行動し決定しなくてはならなかったと述べている。

この状況は1944年1月14日、ヨーロッパ諮問委員会第一回運営会議において、英代表がドイツに関する降伏文書草案とドイツ占領地域に関する詳しい提案を提出したが、合衆国代表は本国からの訓令がなかったためにこの二つの問題に関してワシントンに英提案を送付するだけであった。しかしながら、2月18日にソ連が降伏文書の対案とドイツ占領地域の境界線引きについては全面的に受け入れる反応をしめしても、合衆国本国は何の反応もなかったという事実も生み出した。そして、このイギリスの占領地域境界についての案が後日正式にほぼ採用されたのである。また、驚くべきことにこの提案を、英は数カ月前に作成して、しかも、43年11月のカイロ会談に向かうルーズベルト大統領に通告してた。そして、統合参謀本部と大統領の間、そしてカイロにおいて英米合同参謀本部においてもすでに論議されていたのである。つまり、合衆国にとってはこの諮問委員会が全くの形式的なものであり、且つ国務省の戦後処理政策は現実の合衆国の対外政策から切り放されたところで行われていたのである。そして、「まだ戦争遂行中に戦後の政治問題を話し合うようなことを嫌って¹⁰」いた当時の合衆国大統領ルーズベルトのワンマン的な要素も、そこには見受けられる。

そして、この様な大統領と戦後秩序の計画に熱心になった国務省は国際連合計画を持ち出し、その実現の為にソ連に宥和的な政策に走っていった。それにより、ソ連はよりその地位を強いものとしていき、東欧での実権を固めていった。

だが、そのような合衆国の宥和政策も米国人が所有していたルーマニアの油田を、米国財産の保護について委託されていたのにも関わらず、ソ連はコーカサスに搬送し自国の設備とし、また、先に述べたように、バルカン三国管理委員会で英米をないがしろにするなどを経て、ヤルタ会談において転換されるにいたった。そして、「『解放ヨーロッパ緊急高等委員会』という、緊急の政治経済問題からの解決を目指す全欧レベルの組織の設立に際して発せられる宣言」をヤルタ会談に持ち込んだのである。また、ルーズベルトも「ソヴィエトの反響と行動に対して強い疑念を抱きはじめてきた。やがてルーズベルト、スターリンの両巨頭の間で、初めてきわめて不快な書簡の交換が行われた¹¹」し、1943年末におけるテヘラン会談においては、ポーランドにおける左派政権樹立とソ連の影響力の確立について強い反対をしめさなかったのが、ヤルタ会談においてのポーランド問題では、チャーチルと共に自由選挙の実施とロンドン亡命政府を中心に左派右の両派合同の国民統一臨時政府の樹立

を主張するという態度の変化がみられた。そして、ルーズベルトはヤルタ会談の約2カ月後急死し、トルーマン政権が誕生した。

つまり、トルーマン政権に変わった故の対ソ政策の変換ではなかった。ルーズベルト政権の段階で既に対ソ政策の変換は見受けられはじめていた。そして、それが現れはじめたのがヤルタ会談であったのだ。また、ヤルタ会談までの米國務省はその戦略を計画しても発表されることが許されず、状況的にいっても国内の他の勢力（陸軍省内政局や統合参謀本部など）への対抗心があった可能性もある。そして、それが、対ソへ強力な戦略というよりも適した戦略を生み出すことにつながらず結果として宥和的政策になったのではないであろうか。つまり、ヤルタ会談とはまさに戦後処理と対ソ戦略が結び付きはじめたものであった。

3-2 ” 封じ込め政策”

3-2-1 米国の経済と東欧

ヤルタ会談での巻き返しを政策の始まりを受け継ぐ形となったトルーマン政権はソ連の東欧地域における経済政策に対する行動を起こさねばならなかった。ソ連の経済政策とは東欧占領地域における大規模な生産施設の接收である。先にも述べたが、ルーマニアにおける米国人所有の油田施設のコーカサスへの搬送などを、ソ連は「ドイツ資産」の名目で、戦時中にドイツが支配下に置いた米系企業の設備を接收したのである。そしてハル國務長官の後任であるバーンズ國務長官は、1946年2月に、ソ連の10億ドルの借款要請に対し、これらソ連地域でおこった米系企業の接收にともなう補償問題の解決を条件の一つとして回答した。

そして、この米系企業の財産権侵害と言う問題とともに、米国が危惧したのがソ連の占領地域における経済協定である。1945年5月には、ソ連はルーマニアと通称経済協力協定を結び、ルーマニアの輸出を独占する一方で、主要産業に置いて合弁企業を設立し株式の半数を取得することでそれらの企業を支配下に置いていった。そして、同様のことをハンガリー等ともおこなっていったのである。

このソ連の経済圏獲得的戦略は米国の戦略と真っ向から対立するものであった。それというのも、大戦特需で生産力を伸ばした合衆国の工業力は新たな、市場を必要としていた。その生産能力は国内需要を越えており、供給を満たすだけの市場が更なる

成長のためには必要であったのだ。例えば、終戦時の米政府金準備高は\$200億で世界の3分の2以上、工業生産も世界の2分の1以上を生産していたのである¹²。この工業力や資本力は戦後の国内市場では賄えるものとは思えなかった。しかしながら、西欧は破壊により市場としては購買力の低下から以前よりちいさくなっており、中南米やアフリカそしてアジア地域も市場としてはまだ小さなものであった。ここで新たな市場を獲得しなくては「急速な動員解除と軍需生産の縮小によって不況と失業がもたらされ、アメリカ経済は破綻し、世界恐慌の再現を許す恐れ¹³」もあった。そこで、東欧が目を付けられたのである。破壊で小さくなった西欧という市場も潜在的市場としては十分大きいものであり東欧もその戦前の工業力（ハンガリーはハプスブルグ家の支配下にあったときはハプスブルグ帝国の先進工業地域であった）から考えても潜在的な市場として十分魅力があるものであり、自由貿易体制を拡大するにあつたて十分価値がある地域であった。

こうして、合衆国はソ連の東欧占領を排除する理由が出来たのである。そして、経済的海外進出の必要性がマーシャル・プランを生み出していった。

3-2-2 封じ込め政策とNATO

ヤルタ会談における対ソ戦略の変化の中政権を引き継いだトルーマン大統領は、1947年3月12日、議会にて演説を行った。これは、英国政府がギリシャに対する特別援助を放棄したことによって生じた政治的危機を受けてのギリシャへの米国による援助とトルコに対する援助の為の演説であった。そして、その政治的危機とは、イギリスがギリシャに対しての援助を打ち切った為に、ギリシャにおける非共産勢力の土台が弱くなり非共産分子が政権を奪取するという可能性¹⁴があり、そのことが他のバルカン諸国（＝トルコ）でも共産主義政権の樹立を成功させる可能性があるというものであった。そして、この問題を解決するための援助として約4億ドルの予算が必要となった。トルーマンはその援助を得るための議会説得として3月12日に演説を行ったのである。そして、この時の演説の内容がトルーマン・ドクトリンと呼ばれるものである。

トルーマンはこのギリシャとトルコという二国への援助を行う上で、議会を説得するために、この援助と言う行動を

武装した少数分子、あるいは外部からの圧迫による征服に抵抗しつつある自由諸国民を援助するのは、合衆国の政策出なければならないと私は信じている。

われわれは自由諸国民が、彼ら自身の運命を、彼ら自身の方法で築くのを援助しなければならないと信じている。¹⁵

とって特定な問題から対共産圏に対する普遍的な戦略というレトリックを使ってよりセンセーショナルなものとし訴えかけたのである。そして、これにより合衆国は共産圏の脅威には対抗すべしという概念を生み出し、この対共産主義のレトリックがトルーマン・ドクトリンと言われるようになった。

そして、このトルーマン・ドクトリンにはアメリカ人の特性が出ている。ジョージ・F・ケナンはその著書で

ギリシャ・トルコ援助問題をめぐるいろいろな場面で、私は、アメリカ人は特定の問題について特定の決定をすることには先天的に嫌悪感を持っており、かつ特定の行動を意義づけて正当化するような普遍的な方式ないし原則を探し求める執拗な衝動を抱いていることを痛感させられた。¹⁶

と述べている。そして、この強制的機械主義から、

戦後、多くのアメリカ人は、世界を単純に共産主義世界と「自由世界」に分けてしまい、どちら側の国々の間にも、それぞれの特色や差異があることを認めず、ただわが国と二つの世界のこれかあれかとの関係を律する一般方式を求める傾向になってしまった。¹⁷

ということも述べている。つまり一元論的な捉え方であり、まさにイデオロギー対立という冷戦構造の基本的概念と同一である。そして、それぞれの特色や差異があることを認めなかった為に冷戦構造内で複雑化していった問題を処理できずに冷戦が崩壊したのではないであろうか。逆に言えば、この様なレトリックが冷戦構造の本質を見えなくしていったものであり、冷戦の本質でもあると言えるかもしれない。

しかしながら、こうした対共産主義への全世界的聖戦といったトルーマン・ドクトリンを裏付ける形になる論文が1947年6月「フォーリン・アフェアーズ7月号」に「ソヴィエトの行動と源泉」という名で掲載された。いわゆる X-論文である。

このX-論文はケナンが当時の海軍長官ジェームズ・フォレストルに対して47年1月

31日に送った私的論文であった。そしてフォレストは2月17日付けでケナンに対し、「私は長官（ケナン曰く國務長官を指しているものと思われる）にも一読勧めるつもりだ」といった手紙を送っている。実は、2月17日の3日前の2月14日に、アチソン國務次官からケナンは呼び出されている。ギリシャ支援問題の審議委員会への参加を要請するためである。つまり、このケナンのX-論文がトルーマン・ドクトリンに与えた影響は十二分に考えられるものである。つまり”封じ込め”という言葉である。

そもそも、ケナンは”封じ込め”という言葉で「軍事的手段による軍事的脅威の封じ込めではなくて、政治的脅威の政治的封じ込め¹⁸」という意味あいを使っていた。しかし、彼はその点を論文の中で明確にしなかった。そして、ケナン自身もそのことをX-論文の最も重要な欠点としている。

だが、政治的な封じ込めを意味を明確にしていたとしても、”封じ込め”は軍事的な使われ方に転化した可能性もあった。何故なら、チャーチルのミズーリー州における鉄のカーテン演説は米国民への対ソ意識の高揚の為に使われたと見ることができ、それ故に米政府もこの演説を支持したと見るができるからだ。

つまり、X-論文発表の前から、既に軍事的”封じ込め”の風潮はあったとおもわれる。それというのも、ロシア＝ソ連の伝統的軍事ドクトリンである「質の悪さを数で補う」という事実が存在し、また、スターリンは軍事的安全保障を高度なまま維持することを示していたからである¹⁹。そして、その軍事力を脅威に感じる人々にとっては、まさにケナンの”封じ込め”という用語は彼らにとっては自らの戦略を大衆に理解させる上で最もセンセーショナルな言葉ではなかったであろうか。

そして、この軍事的”封じ込め”は北大西洋条約機構（NATO）の設立にも関与していったかに見える。

一般的に、NATOはその加盟国がトルコにまで及んだことから”対ソ封じ込め”作戦とリンクして考えられる。しかしながら、その実、NATOの結成にはソ連の脅威は本当に作用したのであろうか。

NATOは1948年3月16日に調印された英・仏・ベネルクス三国によるブリュッセル同盟を元としている。そして、このブリュッセル同盟は1947年11月25日～12月25日においてロンドンで開かれた米・英・仏・ソ4カ国外相会談の失敗を受けたものであった。英は、「冷戦下の係争と対立がからむ問題については、国連が平和を維持するために

効果的に行動することができないこと²⁰」が明らかであったためイギリスの安全保障の基礎を探していたのである。

そして、48年1月13日にベピン英外相はマーシャル国務長官に対し、仏とベネルクス三国に対し、防衛問題についてのオファーをした旨を報告した。そして、当時フランスは、「ドイツの軍事力復活に対処するための支援が、何よりも第一に、アメリカの支援が得られるという何らかの保証が与えられないかぎり、マーシャル・プランで見込まれている西ドイツ経済の復興をはかる処置を実施することに乗り気ではなかった²¹」。

当時、合衆国は47年3～4月におけるモスクワ4カ国外相会議でのドイツの賠償問題決裂から（ソ連は全賠償の50%を要求し、ソ連占領地域から100%の賠償を受領することとなった）、かねてからのヨーロッパの復興には強力なドイツが必要といった旨の主張もあったために強いドイツの復興を目指すようになっていた。そして、マーシャル・プランは、欧州諸国は自国の経済復興計画を作成し、それに対して責任を負わなければならないという原則のもとソ連・東欧も含めた援助政策であった。それ故、ドイツが復興計画を作成し、それに対して責任を負う以上は援助対象国となりえたのである。そして、ドイツの経済が復興すれば軍事力の復興の可能性も十二分にあり得ることであった。ドイツは前科者なのであるから。そうして、合衆国としては自国の経済の安定のためには少なくとも西側欧州の経済復興は必要であり、その為のマーシャル・プランでもあった。その戦略の成功の為にもこの英仏の安全保障政策を支持しないわけにはいかった。こうして、合衆国の支持をとりつけたブリュッセル同盟は同年3月16日に調印され設立したのであった。

また、ソ連は米英仏占領地域での賠償は四国で25%ずつ配分し、うちの15%に相当する食糧を西側占領地域にソ連は供給する取り決めを無視したために、西側ドイツでは食糧危機とインフレが深刻化し崩壊が間近いように思われた。そして、一方でソ連は自国の占領地域、つまり東ドイツ側においては、45年の秋から土地改革を実行したり重要企業をソ連所有とし合弁企業をつくるなど得意の方法で東ドイツの統制を固めていった。これは、事実上、西ドイツが国家としての基本機能を身に付ける前に東ドイツに身につけさせ統一ドイツの経済復興および政治体制の取り決めに対する実質的イニシアチブをとろうと謀っているものととれる行為である。そして、1945～46年の間

に東ドイツにおいては、人民警察（NP）が創設され、46年11月には人民警察の中に「ドイツ国境警察」が創設されていた。そして、この人民警察は一般警察から分離され特殊訓練を受けていた。また、東ドイツには30個師団のソ連軍が駐留もしていた。この様な、ソ連の東ドイツにおける占領政策に対抗して西ドイツにおける経済復興をおこなっていけば西ドイツの再軍備は避けられるものではなかったのである。また、再軍備したドイツに対して英・仏・ベネルクス三国が同盟することは合従策として集団安全保障的にも理にかなっている面はあった。つまり、ブリュッセル同盟は対ソ問題から出てきた対独同盟的要素が強かったといえるのではないであろうか。

しかしながら、この同盟そしてNATOは対ソ的要素が強調されたものであった。

事実、46年秋の議会選挙で両院とも共和党が与党となっていた合衆国議会ではNATO締結には反対であった。しかしながら、ドイツの占領体制、というより復興体制における西側への反発から行った、ソ連のベルリン封鎖（48年6月）やチェコ政変（48年3月）が上院の孤立主義者達を対ソ封じ込め主義者に主張を転換させてしまった。

この二つの事件が、ドイツ問題に関する対立から出た事象であることを通り越して、ソ連の拡張主義として位置づけられてしまったのである。そして、これは、合衆国政府にとっては議会の支持と欧州の諸国の支持をとりつける手段として最も有効な手段であったのだ。また、西ドイツ国民の支持を得る上でも、対ソ的イメージを強めておくことは有効であったとも思われる。

そして、1949年4月NATOが設立するのである。そして、この設立は対ソの色合いをプロパガンダ的に強めたものとなっていき、1955年5月には、西ドイツが加盟するのであった。

注

¹由井大三郎・中村政則・豊下権彦 編 『占領改革の国際比較』 P197,LL4～5
三省堂 1994

² 同上 P197, L11

³ ジョージ・F・ケナン著 清水俊雄訳 『ジョージ・F・ケナン回顧録』上巻
P159 上段 LL11～12, 読売新聞社 1973

⁴由井大三郎・中村政則・豊下権彦 編 『占領改革の国際比較』
P197,LL12～13 三省堂 1994

- ⁵同上 P197 LL16~17
- ⁶ジョージ・F・ケナン著 清水俊雄訳 『ジョージ・F・ケナン回顧録』上巻 P159,下段
LL 2~14,読売新聞社 1973
- ⁷同上 下段 LL15~20
- ⁸同上 P161 上段 LL13~15
- ⁹ 同上 P166 下段 LL 3~4
- ¹⁰同上 P391 下段 LL2~3
- ¹¹ 同上 P225下段 LL5~8
- ¹² データ出所：土井泰彦編著 『国際体制論』
- ¹³ 松岡完著 『20世紀の国際政治』 P.50, LL7~8, 同文館 1992
- ¹⁴ ギリシャは英ソ秘密協定で90:10の割合で英の勢力範囲と決められていた
- ¹⁵ ジョージ・F・ケナン著 清水俊雄訳 『ジョージ・F・ケナン回顧録』上巻 P303、上段、
LL14~19 読売新聞社 1973
- ¹⁶ 同上 P305,下段,LL1~5
- ¹⁷ 同上 P306、上段、LL4~8
- ¹⁸ 同上 P338,上段 LL18~19
- ¹⁹ 陸軍175個師団：戦車2万5千両：航空機1万9000機の維持(出所 『20世紀の国際政治』)
- ²⁰ 同上 P372 下段 LL12~14
- ²¹ 同上 P373 上段 L21~下段 L2

4 ワルシャワ条約機構 (WPO)

4-1 第2次大戦終結時ソ連の国力

終戦時の米ソの通常戦力に対する姿勢を比較すると、合衆国は軍備を大幅削減、ソ連は軍事的安全保障を高度維持といった立場をとるという正反対の立場となった。というのも、第2次大戦によって豊かになった国家は世界を見渡してアメリカ合衆国以外なかったのである。例えば、終戦時の米政府金準備高は\$200億で世界の3分の2以上、工業生産も世界の2分の1以上を生産している状態¹でこの国力が、完全に軍事力に反映する事となった。また、周知のように合衆国は1953年にソ連が水爆実験に成功するまで、唯一の核兵器保有国であり現代兵器の分野でも世界をリードする立場にあった。

それに対し、ソヴィエト連邦はドイツ軍の進撃により国土が戦場となり、戦闘員・非戦闘員、合計して約2000万人の死者をだし、対独戦費は被害額と合計して\$2、800億超、製鉄工場や炭坑の60%が破壊され、集団農場の40%が失われた。それらはシカゴ以東の合衆国が灰に帰したのと同じ損失であった²。

この国力の差が、両国の対立を生む原因にはなったであろう。また、スターリンが「世界の民衆の厭戦気分を利用して、様々な平和擁護活動を展開」し、その活動について「『資本主義の打倒と社会主義の樹立という目的を追求しているのではなく』、『平和を維持し新しい世界戦争を未然にふせぐための闘争に人民大衆を立ち上がらせることを、その目的としている』」と述べる要因になった。つまり、第二次大戦前には「資本主義の包囲下にある社会主義政権を確固たるもの³」にする必要性から、「対外的平和だけではなく、資本主義諸国の資本、技術、製品⁴」の導入が必要出会ったのと同じように、第二次大戦直後は、とりわけ米国に対する劣勢を回復するためには、急速な経済復興が必要であった。そして、その為には、西側との無益な闘争をおこすよりも、『平和擁護活動』を行うことが必要なのであった。

そして、このスターリンの『平和擁護活動』がソ連の当時の状況から出たプラグマティックな戦略だとすれば、同様にその東欧政策はプラグマティックな戦略であったといえる。先の章で述べたとおり、米国は大戦特需による市場獲得の為、東欧に目を付けた。それにたいし、ソ連にとっては対独戦による被害からバッファゾーン（緩衝地帯）の必要性を改めて実感させられた。”シカゴ以東の合衆国が灰に帰したのと同様”の犠牲を強いられたドイツの侵略は警戒する必要性があった。つまり、帝政口

シアにおいて西欧派・スラヴ派という思想体系を運だ被侵略体質が、ソヴィエト連邦という政治構造の変化があっても変わらないことがまざまざと見せつけられたのである。そして、東欧諸国のうち、第二次世界大戦において国家として否定されたポーランド⁵とチェコ⁶を除いた東欧諸国、ハンガリー⁷、ルーマニア、スロヴァキア、ブルガリア、ユーゴスラヴィアは枢軸側としてナチス＝ドイツの拡張主義を支える国家として戦っていた。

これは、安全保障の為に「軍事的にも経済的にもドイツの再興を防止すること⁸」を第一とし、「多大の物的人的賠償をドイツに課し、領土を最小限に削減し、その上で非軍事化、中立化したドイツ⁹」をつくることをドイツの戦後処理に関して目指していたスターリンにしてみれば、同じく安全保障の問題から東欧諸国にソ連の強力な地盤を築くことは実に必要な戦略であることを示している。そして、その上で、親ソ的な政府の成立が東欧において確立されるのはその戦略の延長と考えれば当然の成りゆきであろう。

そして、この時とられた政策は、その地域から言って、『大資本主義諸国の為の外交戦略』であったのか『対東欧諸国の為のイデオロギー戦略』であったのか。確かに、東欧諸国（ハンガリーを除く）における軍事力の整備において、ソ連領内で結成され、社会主義教育を施された各国の軍隊が一翼を担っていたのは事実である¹⁰。例えば、ポーランド軍とルーマニア軍は1943年にソ連領内において両国のソ連領内における捕虜を中心に結成されている。そして、1980年代のポーランドの指導者ヤルゼルスキが、そのポーランド軍出身であったことを考えてもイデオロギー戦略があったといえるであろう。また、チェコスロヴァキアにおいては、戦争末期には「チェコスロヴァキア軍内には、450名のソ連人軍事教官がおり、また新設された歩兵、通信、砲兵などの各種軍事学校には合計86名のソ連人教官がいた¹¹」という事実からもイデオロギー戦略は的を得ているとは言えるであろう。だが、東欧諸国がドイツを中心としたゲルマン主義的拡張政策にはしらず、ドイツに対するバッファゾーンとして存在する為には、そして、『社会主義革命』の輸出を考えれば東欧のソ連化ともいうべきイデオロギー戦略は当然選択されるべき選択肢であったと言えないであろうか。

そして、ドイツ戦後処理において、ソ連が戦後復興の為に「西ドイツと西ヨーロッパの持つ経済的潜在能力を利用しようと考え、この地域での発言権を否認されること

をおそれ¹²」、「多大の物的人的賠償をドイツに課し、領土を最小限に削減し、その上で非軍事化、中立化したドイツ」を目指していたのならば、裏を返せば、ドイツの再侵略の防止が確立されるまでは、東欧への支配権をゆるめるわけにはいかないはずである。これは、イデオロギー戦略がなくとも取りえる政策である。そして、その政策の履行手段として社会主義国と言う国家アイデンティティからイデオロギー戦略が最も適していたと考えられる。

しかしながら、東欧に関してソ連が親ソ的政権を築いたとはいえ、ドイツをもその支配下にいれることを合作していたかは疑問が残る。それというのも、「シカゴ以東の合衆国が灰に帰したのと同じ損失」をしたソ連にドイツ復興を援助するだけの経済力があつたのかということである。ドイツ全体を支配したときの責任負担がばく大なものになることは十分に考えられたはずである。

以上のことを、念頭に置いてソ連が何故ワルシャワ条約機構（WPO）を設立したのかを考察してみる。

4-2 ソ連と東欧の協力関係

ソ連が東欧諸国とWPOを締結したのは、1955年5月であり、1949年にNATOが設立してから6年のブランクがあることは冒頭に述べた。しかしながら、1955年5月には西ドイツがNATOに加盟しており、まさに、そのことにより西ドイツが再軍備をはじめた時と同じくしている。即ち、WPOはNATOに対抗したというよりも、ドイツの再軍備に対抗したという設立の仕方をしているのである。そして条約の内容を見てみると、NATOが”民主主義、個人の自由、法の支配の原則”を守ることという抽象的な目的になっているのに対し、WPOは”ヨーロッパの集団安全保障体制の創設”と”再軍国化した西ドイツとその北大西洋ブロックへの加盟”に反対するとのより具体的目標を掲げており、その条約内容でも対独意識を如実に示している。そして、この設立目標の比較を行うと、東側に比べて西側の方がイデオロギー色が強いことに気付く。

また、”ヨーロッパの集団安全保障体制の創設”と謳っているが、これが、1954年のベルリンにおける四カ国外相会議でモロトフソ連外相が提案した欧州安全協力体制（CSCE）をさしていることは明らかである。つまり、WPOはCSCEの準備機構としての要素をふくんでおり、NATOではなくドイツへの警戒をそこには含んでいるのでは

ないであろうか。

そしてもう一つ、ソ連の対ドイツ戦略がはっきりと出ている条約がある。ソ連・ポーランド条約をみると、第3条第一項には

締約国はドイツ国または直接に、もしくは他のなんらかの方法でドイツ国と同盟を結ぶいずれかの国による侵略の繰り返しのいかなる脅威をも除去するためできる限り一切の処置を共同してとることを約束する

同第4条には、

締約国の一方が、侵略政策を再びとることを企てるドイツ国またはドイツ国の侵略に直接もしくは他のなんらかの方法でドイツ国と同盟を結ぶ他のいずれかの国との武力による紛争に巻き込まれた場合には、他の締約国は、自国の管理下にある一切の手段をもって、紛争に巻き込まれた締約国に対し、軍事的または他の援助を遅滞なく与える¹³

ということがしめされている。

そして、この2国間条約と同様の条約がほぼ1948年には東欧のソ連支配圏の国々と結ばれていたのである。つまり、見方を変えれば、WPO以前に既にソ連は対NATOともいうべき安全保障体制を確立していたともいえるであろう。だが、そこには、あくまで対ドイツの目的が明確に表れている。

しかしながら、では何故WPOを締結したのか。むしろ、NATOがこれらのソ連とその衛星国間の二国間条約に警戒して設立したとみても良いはずである。

また、NATOとWPOの加盟条件を比較してみると、NATOは”北大西洋地域の安全に貢献する地位にある他のヨーロッパの国”が”加盟国の全員一致”によって加盟できるが、WPOは”平和愛好国”は”その社会および国家制度に関係なく”加盟できるとなっている。つまり、NATO加盟国でさえ、加盟できるのである。これは、やはりCSCEの構築を念頭に置いているからであろうか。それとも、プロパガンダ的政治パフォーマンスでしかないのであろうか。

4-3 CSCE

CSCEはスターリンの死、1953年3月からほぼ一年経った、1954年1～2月においてベルリンにおいて開催された米英ソ仏四カ国外相会議において、いわゆる”孤立外交”

対話への変化のなかで、モロトフ外相によって提示されたものであった。そしてその草案『全欧州条約草案』は

- ①条約締結国は力の威嚇・行使を自粛する
- ②欧州に置いて武力攻撃の危険が起こった場合には、協議を行う
- ③攻撃を受けた国を援助し、その様な攻撃は条約加盟国全体への侵略とみなす
- ④条約の目的に反するような同盟・条約は締結しない

といった義務を提示し

A定期あるいは特別会議を開催する

B常設政治・軍事委員会を設置する

ことを協議の場として提案している。そして、「条約加盟国は、欧州諸国であり、アメリカと中国にはオブザーバーの資格が与えられる」とされていた¹⁴。そして、これは、「要するにNATOを解体、アメリカを除外し、全欧州をソ連の覇権下におこうという¹⁵」ものであったみることはできる。しかしながら、この提案は域内での武力行使を否認しているものととれ、全欧州をソ連の覇権下におこうとしているのかは疑問がのこるものでもある。そして、もしこの提案にそのような含みがあるとするならば、ソ連は欧州域内を軍事力の支配下にいれることを考えたのであろうか。

確かに、「1945～46年の間に東ドイツにおいては、人民警察（NP）が創設され、46年11月には人民警察の中に『ドイツ国境警察』ドイツ国境警察が創設されていた。そして、この人民警察は一般警察から分離され特殊訓練を受けていた。また、東ドイツには30個師団のソ連軍が駐留もしていた」という状況に置いては、ソ連がその軍事力で欧州を支配下にいれようと考えられる面はある。しかしながら、「ロシアにとって、これ以上西側に軍事的進出をすれば、すでにその能力を超えている責任負担が、さらに増大するだけであろう。モスクワは世界の海路あるいわ空路に挑戦しうるだけの海軍力も持っていない¹⁶」かったのだ。そして事実、同年の3月に西独憲法が改正され、再軍備が可能になると、ソ連は3月31日に、『全欧州安全保障条約』には合衆国も参加が可能であるという譲歩案を示す一方で、同時にソ連自体がNATOに加盟する準備があることを政府声明として発表したものであった。

もし、ソ連が合衆国の影響力増大を懸念し、欧州からの締め出しを狙っていたのなら、上記のような声明の発表をしたのかは疑問が残る。しかも、合衆国の影響力が強

いことが明白なNATOへの参加をも示唆したのである。

これは、欧州全体を一つの軍事同盟に統一することにより、領土の相互不可侵を確定させることを一番に望んでいたからではないであろうか。そして、その領土確定の為には、自国の首都モスクワからより距離のある国境線が認められることが前提であった。そして何より、” 攻撃を受けた国を援助し、その様な攻撃は条約加盟国全体への侵略とみなす” ことから、再軍備したドイツが出現し、ドイツが再侵略の脅威を持ったときでも、英・仏両国の強力を得た防衛の手段がとれるのである。

4-4 WPO 設立の理由

以上のことから、ソ連がWPOを設立した理由は、対独戦略の上に成り立った集団安全保障体制、『全欧州安全保障条約』の確立であったといえる。そして、WPOは軍事同盟組織の必要性から設立されたものではなく、極めて政治色が強いソ連の対外政策のカードであったと言えるのではないであろうか。例えば、モロトフ提案の『全欧条約草案』において

④条約の目的に反するような同盟・条約は締結しない

という条項が、当時、NATO解体を意味している条項なのであればWPOも条約締結の時には解体されるものであり（勿論、その内容から発展的解消となるが）、そのような集団安全保障体制を本当にソ連は必要としていたのであるかということが考えられる。第一、1952年までに、ソ連は東欧諸国と二国間条約を締結しており、WPOがなくともソ連は東欧諸国において軍事的優位を保つことは出来たのである。そのことを、考慮すれば、全欧州条約が締結されて、NATOが解体されれば、WPOを解体しても十分にソ連にとっては優位な状況が作り出されるのである。

そして、1955年は第2章で見たとおり、前年の1954年には、ソ連が長距離爆撃機を保持することにより、核攻撃能力を身につけ、マレンコフの『核戦争共倒れ論』が展開されており、翌1956年にはフルシチョフの『スターリン批判』とともに、『戦争可避論』が展開された時代である。いわゆる『平和共存』への転換期にあった。

そして、その転換の中、注目すべきは、1953年のベルリンにおいて、『全欧州条約構想』を提案したモロトフが、WPOに関しては、西ドイツの主権回復とNATO加盟、西ドイツにおける外国軍隊の駐留、そして欧州連合軍の修正を定めた「パリ協定の平

和への脅威と西側諸国の侵略性格を強調し、ワルシャワ条約機構はありうべき侵略に対抗するための社会主義陣営の共同行動¹⁷」であるとし、とりわけその軍事的安全保障面を強調したのに対し、フルシチョフの腹心ブルガーニン首相は「『ソ連外交の原則は、様々な社会体制の共存というレーニンの原則にある』と平和共存の原則を強調したあと、『ヨーロッパで平和を保障し、新たな侵略を阻止するためには、社会体制に関わりなく全ヨーロッパ諸国が参加した集団安全保障体制が必要である』とのべている。そして、ワルシャワ条約の締結の理由として、『ソ連政府は、ヨーロッパの平和愛好国がこのような（西独のNATO加盟という…松井宏明氏）新しい事態に対し、自らの安全保障に懸念をもっていると考え。これが八カ国モスクワ会議の基盤となっている』¹⁸」と説明していることである。そして、ブルガーニンは「ソ連政府は将来全ヨーロッパ諸国とアメリカも含めたヨーロッパ安全保障体制が達成されるという希望を持っている¹⁹」と述べている。これは、後にモロトフが自己批判を行い失墜していく一方で、フルシチョフを中心としたブルガーニンの上記の主張が繰り返されていくことから、WPO設立の理由が、ほぼ「全欧州安全保障条約」の締結を前提とした政治的戦略であったことが示されている。だが、勿論、その設立当初においてモロトフという人物が外相という役割にあった以上、モロトフの述べた目的がWPOに若干なりとも存在したのもまた事実であろう。

さて、では、このWPO設立に関しては、以上の流れから、『戦争可避論』を支持する勢力によって進められたのは明白といえるであろう。だが、では、外交戦略とイデオロギー戦略で考えた場合はどうであろうか。『社会主義の団結』を明言しているモロトフは、イデオロギー戦略支持者といえるであろう。そして、この場合は、イデオロギーを重視することにより東欧諸国への締め付けを強化するというねらいがあり、対西側に対する対決姿勢を強化しているとはいえるであろう。となると、ブルガーニン、そしてフルシチョフ等は、『平和共存』を推進し、西側との対決を極力さけている面からも対資本主義諸国重視派と言える。そして、その反面イデオロギー戦略を軽視していたのであろうか。だが、1956年にはハンガリー動乱が起これ、ソ連軍が軍事介入するという事態に陥っている。勿論、このハンガリー動乱が『スターリン批判』を受けた上での、事件である以上、イデオロギー戦略の軽視とはいえるであろう。だが、フルシチョフソ連はハンガリーに軍事介入をしているのである。これが、イデオ

ロギー戦略の軽視と必ずしもいえるであろうか。むしろ、『戦争可避論』へと流れをかえたプラグマティックな政策の結果といえないであろうか。そして、その結果としてのWPOの設立であった。

だが、先にも述べたようにWPOにイデオロギー的側面が絶対的になかったとは言えない。しかしながら、イデオロギー的側面に立脚した政策でもなかった。むしろ、政策を実行する上でイデオロギー的要素を道具として使うときに、WPOが使用されたというほうが正しいと思われる。そこで、WPOのイデオロギー側面に注目するために、WPO設立翌の『ハンガリー動乱』におけるソ連軍の軍事介入と13年後のチェコスロヴァキアにおける『プラハの春』におけるWPOの軍事介入について考察してみる。

4-5 ハンガリー動乱とプラハの春にみるWPO

WPOの設立から13年後の1968年、『社会主義の優等生』社会主義の優等生と言われた'チェコスロヴァキア社会主義連邦共和国'において『プラハの春』と言われる『民主化運動』がおこった。当時は、すでにフルシチョフも失脚しブレジネフ時代に突入していたが、このプラハの春におけるWPO軍の介入はWPOの役割を如実に示す好例である。

ドブチェク率いるチェコの問題を討議するため、1968年3月22日、東ドイツのドレスデンにてWPO首脳会議が急遽開かれた。この会議の焦点は、チェコスロヴァキアにおける改革についてであり、ドブチェクは激しい批判を受けることになったのであるが、ここにWPOの役割がある。つまり、条約加盟国内での反乱の監督である。そして、このモスクワによる管理を確実なものとし且つその手段となったのがWPO合同軍事演習であった。例えば、1968年には5月30日と6月20～30日において大規模な合同演習が行われ、6月以降はほぼ介入のあった8月までほとんど切れ間なく合同演習は続けられた。そして、8月17日～20日までの合同演習部隊が20日そのままチェコスロヴァキア領内に進攻したのである。そして、このワルシャワ条約機構軍の介入により、ドブチェクらチェコスロヴァキア指導部はモスクワへ送還され、ブレジネフとの会談を経て『プラハの春』の終焉となる。

つまり、『プラハの春』においてWPOは東欧の反革命運動の監視という役割を担うこととなっている。では、このような役割はWPOにおいて当初から予定されていたの

であろうか。先にも述べたとおり、WPOは当初、『全欧州安全保障条約』の実現を目指した政治的戦略の上に成り立っている面が強く、そして、その先は領土不可侵という第2次大戦後の欧州の国境線引きの確定と、ドイツにおける完全なる非拡張の確立があったはずである。

だが、1955年の翌1956年にハンガリーの首都ブタペストで起こった反ソ暴動はが、WPOに新たな役割を担わすこととなっていく。このワルシャワ条約機構軍による同盟国内への軍事介入という内政干渉について、ソ連自身は、「ワルシャワ条約にもとづく援助であるとの説明を繰り返した²⁰」。そして、「ワルシャワ条約は西欧帝国主義と反革命から社会主義陣営を守るための保障であるとのべた上、帝国主義者は、東欧の社会主義諸国がソ連に多くを負っているにもかかわらず、彼らにソ連を忘れさせようと努め、その強大的関係を破壊し、ワルシャワ条約を解消させようとしているが、ワルシャワ条約は、NATOが存続している限り存続しなければならないと、のべている²¹」ハンガリー事件についての中国共産党の論文をプラウダに転載するかたちでWPOの役割を定義づけている。つまり、西側を帝国主義と位置づけその上で、社会主義の連帯を強固なものにするための組織としてWPOを位置づけはじめている。これは、「パリ協定の平和への脅威と西側諸国の侵略性格を強調し、ワルシャワ条約機構はありうべき侵略に対抗するための社会主義陣営の共同行動」としたモロトフの論を正当化していることにもなる。つまり、イデオロギー戦略支持派が復活したのであろうか。

ここで、ハンガリー動乱を考察してみると、まず1956年10月23日、ポーランドのボズナニにおける暴動に連動する形で、首都ブタペストにおいて学生デモがはじまり、首都全体を巻き込む反体制デモ、反ソデモへとふくらがっていった。そして、翌24日、ハンガリー駐留のソ連軍が、戦車80両、兵士1万人を動員して介入してきた。これが、ソ連軍第1次介入となる。この介入に対し、市民は兵器工場から持ち出した武器で抵抗し、ハンガリー軍の一部も『蜂起した市民を鎮圧せよ』という政府命令を拒み、市民側に合流した。そして、25日、戦車とともに国会議事堂にむかった民衆は政権の即時交代と民主化を訴えた。共産党は、その民衆の圧力に負け、改革派のナジ＝イムレを首相に改めて就任させた²²。そして、ナジは秘密警察廃止を決定するとともに、ソ連軍のブタペストからの撤退を要請した。このとき、ソ連からは第1副首相のミコヤンが来ており、ナジを要請を受けている。その結果28日にはソ連軍はブタペストから

駐屯地へ撤退しているのである。しかしながら、撤退完了の30日、民衆とハンガリー軍の一部は、ソ連からの完全な独立と一党独裁体制の変革を求めて、共産党ブタペスト地区本部を襲撃した。ナジは民衆の要請を飲む決断をしたが、既にソ連は国境に大兵力を集結させており、11月4日午前4時、ハンガリー全土に2500両の戦車と15万人の兵士が侵入、ナジはじめ閣僚達はソ連へ連行され反革命は終焉を迎えた²³。

以上のことより、ハンガリーにおいてソ連の軍事介入が二度おこなわれていることがわかる。そして、一回目の介入に於いては、ミコヤンがハンガリー側の要請を受け入れソ連軍を撤退させているのである。これは、ハンガリーの改革路線をある程度受け入れることを示唆している²⁴。つまり、イデオロギー戦略がそれほど強くなかった証拠ではないであろうか。そして、二回目の軍事介入を決定づける理由となったのは、『ソ連からの独立』を決定し独自の道をハンガリーが歩むことを決めたからではないか。ハンガリーは、歴史的にもドイツの影響を強く受けており、なによりも第2次大戦中は枢軸側としてドイツに協力している。つまり、ハンガリーがソ連から離れることはバッファゾーンの一部を失うことであり、ドイツの拡張主義に結びつく可能性を作り出すのである。つまり、イデオロギー的戦略上の理由から軍事介入を決定したのではなく、プラグマティックな政策の結果ではなかったか。

だが、とりあえずは、ソ連はこのハンガリー動乱を受けてWPOの役割に新たな一面を付け加えたのは事実である。そもそも、第1次介入で動いたハンガリー駐留軍の駐留理由は実に曖昧なものであった。それというのも、ハンガリー駐留軍はオーストリア占領をおこなったソ連軍の後方支援という形でハンガリーとソ連の条約上は成立していたのである。そして、オーストリア国家条約（1955）の成立とともに、オーストリアが永世中立国となるとともに、ソ連軍は撤退、同時にハンガリー駐留軍も存在理由を失うはずであった。しかしながら、ソ連軍は駐留し続けた。ソ連はそして、ハンガリー第1次軍事介入軍の完全撤退完了の10月30日に、『ソ連と他の社会主義国との友好強力の発展と一層の強化の基礎にかんする声明』を発表し、ハンガリーへの駐留は「ワルシャワ条約と政府間の双務協定にもとづいて²⁵」いると発表した。ワルシャワ条約にはそのような規定の条文はなく、政府間の双務協定もそのような条文を公表したものはなかった。つまり、ソ連は駐留に関する法的根拠をもっていなかったのである。そして、それはルーマニアとポーランドにも同様のことが言えたのである。

しかしながら、1956年12月には、ポーランドと駐留ソ連軍の法的地位に関する条約が締結された。そして、その条約は「ポーランドの主権の尊重と内政不干渉をうたった後、（1）ソ連軍の規模と駐留地域、（2）犯罪と不品行に関する法的処置、（3）ソ連軍部隊や物資のポーランド通過に関する諸問題、等について²⁶」取り決めたものであった。そして、ほぼ同様の条約を1957年3月東ドイツ、4月ルーマニア、5月ハンガリーと締結している。こうして、WPOの基盤強化を行うのである。

そして、ハンガリー動乱から12年後の1968年に強化されたWPOの活躍の場が与えられるのである。つまり、『プラハの春』である。しかしながら、このプラハの春に於いては、WPOは確かに軍事介入によりソ連を中心とする東欧社会主義圏の団結を守る役割をはたしているが、軍事介入決定過程をみると興味深いことがわかってくる。

その前に、プラハの春について主要な事象を時間ごとにおっていくと、

1968,1,3~5	ドブチェク第一書記に就任
3,22	ワルシャワ条約機構会議『プラハの春』について召集
5,後	ソ連のコイスギン首相 グレチコ国防省チェコ訪問
6,20	WPO、予定繰り上げの合同演習をチェコスロヴァキア領内で行う（～30）
7,29 ～8,1	チェコ共産党とソ連共産党幹部東スロヴァキアの チェルナ＝ナド＝ティソウにおいて会談
8,3	スロヴァキア首府、プラスチヴァにてソ連・東欧 六カ国会議開催。社会主義の一致団結を発表
8,12	東独のウルブリヒトチェコスロヴァキア訪問
8,20	ソ連で緊急の党中央委員会開催、小差で急進派の軍事介入が決定 WPO軍国境を越える。軍事介入。

表3 プラハの春の日表

というながれになっている。そして、ここで注目すべきは8月12日のウルブリヒトのチェコスロヴァキア訪問である。かれは、この訪問にて、プラスチヴァにおける共同声明が守られておらず、改革はより一層進んだものになっていることを知るとともに、8月

19日のチェコスロヴァキア抜きでのWPO会議において、ポーランドのゴムルカとともに必要なまでに強硬な姿勢をとって軍事介入をブレジネフに説いた。しかしながら、プラハにはモスクワに忠実な大使館がある、そのソ連大使館が何も状況を伝えていないはずがない。ウルブリヒトの報告を待たずして、チェコスロヴァキアの状況は掴めていたはずである。実際、ブレジネフは彼らの意見に答えを言うことを躊躇した。そうして、8月20日にソ連共産党中央委員会が開かれるが、その中で、ブレジネフは中間派であったという。強行的なのはスースロフ、キリレンコ、シェレストロ、ポリャンスキーらで、反対派がコイスギン、ポドロゴルヌイであった。そうして、チェコスロヴァキアとソ連のはじめてのトップ会談であるチュルナ=ナド=ティソーにおいての会議に参加した中央委員会のメンバーがブレジネフの他コイスギン、ポドルヌイであった。それ故、この会談においてドプチェクに対して、改革を責める強い口調があったかは疑問が残る。そして、コイスギンといえば、1965年のコイスギン改革の指導者である。コイスギン改革とは言わば、ソ連における、市場経済の部分的受け入れであり、プラハの春に通じるものがあった。このコイスギンがプラハの春について反対する可能性は実に低くなる。

つまり、『プラハの春』における軍事介入決定過程をみると、ソ連指導部の決定によってWPOの軍事介入が決められたのは事実であろうが、そこにウルブリヒトとゴムルカといった東欧の指導者が加わっているのがよく理解できる。むしろ、ソ連の指導者層に軍事介入慎重派がいた。さしずめ、彼らは外交戦略支持派だったのであろうか。つまり、ソ連時代における西欧派である。

だが、このことは、一見WPOをソ連が東欧監視ように目的を変えたように見え、それこそイデオロギー戦略に見える。しかしながら、「ノーメンクラトゥーラはその権力を守ることを第一とする」ことを忘れてはならない。つまり、ウルブリヒトとゴムルカの行動は確実にこのノーメンクラトゥーラの第一の目的に沿った行動である。『チェコの改革は自国に影響を及ぼし、自分の地位を脅かしかねない。だから潰す』といったことを彼らが考えた結果ではないであろうか。つまり、1968年には、WPOの役割は確実に変わったとまでいかなくとも、当初の目的とは異なった目的が加わっているのは事実であるが。それは、ソ連の対外政策の一環ではなく、すでに東欧全体を巻き込んだ形態になっているのである。そして、この場合、イデオロギー戦略と言えばソ連

の対外戦略としては当てはまるかもしれない。しかし、ノーマンクラッターラの戦略としてみた場合、あまりにもプラグマティックな政策ではないであろうか。

- ¹ このデータは、土井泰彦編著『国際体制論』 P146から拝借した
- ² このデータは、松岡完著 『20世紀の国際政治』 P41から拝借した
- ³ 松井弘明著 『ソ連の国防と東欧』 P5,L11 勁草書房 1987
- ⁴ 同上 P5,L12
- ⁵ 独ソ不可侵条約によりソ連とドイツによって分割された。
- ⁶ 独英仏伊の4国首脳によるミュンヘン会談(1938年)の結果、英国首相ネヴィル＝チェンバレンはヒットラーのチェコのスデーデン地方割譲要求に対し、ソ連の発展を最も恐れていたために、その要求をのみ 対独宥和政策がとられ、ミュンヘン協定が結ばれた。結果として、チェコ大統領ベネシュはロンドンに亡命した。そして、1939年にチェコスロヴァキアは分割される。
- ⁷ ホルティ政権は、1939年のチェコスロヴァキア分割においてドイツに協力し領土も拡張した。
- ⁸ 百瀬宏・植田隆子 編 『欧州安全保障強力会議(CSCE)』 P170 L6
日本国際問題研究所 1992
- ⁹ 同上 L L 7～8
- ¹⁰ だが、一方で渡欧諸国内の反独レジスタンス組織も各国の軍隊設立には大きく貢献しており、各国の解放そのものにも貢献している。そして、それらの反独レジスタンスは共産主義グループだけはなかった。
- ¹¹ 松井弘明著 『ソ連の国防と東欧』 P49,LL5～7 勁草書房 1987
- ¹² ジョージ・F・ケナン著 清水俊雄訳 『ジョージ・F・ケナン回顧録』上巻
P391 上段 L17 読売新聞社 1973
- ¹³ 松井弘明 『ソ連の国防と東欧』 第4章「ソ連の安全保障と東欧の『解放』」
- ¹⁴ 百瀬宏・植田隆子 編 『欧州安全保障強力会議(CSCE)』 P172
日本国際問題研究所
- ¹⁵ 百瀬宏・植田隆子 編 『欧州安全保障強力会議(CSCE)』 P172 L9、10
日本国際問題研究所 1992
- ¹⁶ ジョージ・F・ケナン著 清水俊雄訳 『ジョージ・F・ケナン回顧録』上巻
P377 上段 LL13～17 読売新聞社 1973
- ¹⁷ 松井弘明著 『ソ連の国防と東欧』 P77,LL3～4 勁草書房 1987
- ¹⁸ 同上 P77,LL6～10
- ¹⁹ 同上 P77,LL10～11
- ²⁰ 同上 P82,L2

²¹ 同上 P82, L5～7

²² 当時のハンガリーはスターリンの独裁にならったラーコシが権力を握っていた。1953年のスターリンの死により、雪解けの影響から、ソ連自体の肝いりでナジは一時首相に就任し、改革をおしすすめるが、党の実力者ラーコシにより55年4月、首相職だけでなく党からもナジは除名されている。

²³ NHKスペシャル『社会主義の20世紀 第1巻』[第2部 反革命か民衆蜂起か]
南塚信吾・NHK取材班 1990

²⁴ ナジは、10月30日にハンガリー軍部の要請を受ける形で、多数政党制を復活させ、共産党以外の政党（小地主党、国家農民党）と共産党の連立内閣を組んだ。そして、この政策は動乱以後の指導者となるカダールといったハンガリー共産党の支持を得るばかりではなく、ミコヤンとスースロフといったモスクワの指導者達の支持も得たのである。

だが、同時にこの日には、モスクワで政治局会議が開かれ、武力介入が決定したとも言われている。

²⁵ 松井弘明著 『ソ連の国防と東欧』 P83, LL11～12 勁草書房 1987

²⁶ 同上 P84, LL1～3

5：結論

以上のことから、まずソ連外交の特徴としてプラグマティック戦略ともいべきものがその根底にあるということが結論づけられるのではないであろうか。スターリンがスラヴ主義を戦略として使い、また、それと同じようにイデオロギーをも使用していたのではないであろうか。勿論、このイデオロギーのソ連外交に占める役割と重要性は、コミンフォルムなどの共産主義運動の仕組み（権力構造、目的など）を考察することが必要であるが、今回はその考察がまるっきり抜けているという欠点もある。だが、冷戦構造、とりわけ、鉄のカーテンが出来たといわれる欧州における冷戦構造を見た場合、その（冷戦の）起源においては、イデオロギー自体はソ連の外交政策の中心であったとは思えない。むしろ、ソ連にとっては、ドイツを中心とした戦後処理問題が最も重要な課題であったのであり、そこに、米国の経済的理由からの東欧に関する利権等が絡んできたのが冷戦を構築する理由の一つとなったということもある。つまり、冷戦構造自体は、第二次大戦後の欧州における国境策定という戦後処理問題の確執から始まったと言えよう。そして、ソ連はその戦後処理に於いて、自国の安全保障上の問題から東欧での優位な立場を築くことが当面の重要な問題であった。これは、イデオロギーというよりもプラグマティックな戦略であり、また対資本主義というものでもなかった（勿論、西欧派でもスラヴ派でもない）、強いて言えば、プラグマティックな政策決定がイデオロギーと結びついたといべきものではないか。もし、ソ連が社会主義国でなかったら、東欧に進出しなかったであろうか。東欧に影響力をもてるようにしなかったであろうか。その時は、スラヴ主義という民族主義の利用がより鮮明なものとなっただけではなかったであろうか。その様に考えれば、イデオロギー戦略とはスラヴ派の延長線上ともいえるかもしれない。だが、それは、政策上の選択肢の1つであり、ソ連外交を理解する上で、そのもの自体に着目しすぎることは危険と思われる。

そして、「まだ戦争遂行中に戦後の政治問題を話し合うようなことを嫌っていた」ルーズベルト政権下のアメリカ合衆国がソ連のプラグマティックな外交に対応しなかったのも、ソ連が東欧に強力な足場を築いた原因とも思われ、その挽回が「アメリカ人は特定の問題について特定の決定をすることには先天的に嫌悪感をもっており、かつ特定の行動を意義づけて正当化するような普遍的な方式ないし原則を探し求める執拗な衝動」と結びついてソ連＝社会主義国からくるイデオロギーのイメージと結びついて、“封じ込め”政策から

冷戦構造はイデオロギー対立となっていたのではないであろうか。つまり、冷戦構造においては、イデオロギーは重要な要素を占めていたが、そのイデオロギーは道具としての要素が政策決定要因の要素ととしてよりも強かったと言える。

また、プラハの春で見たとおり、東欧においてはイデオロギー戦略はソ連だけが主体とよべるものではなかった。そこには、国境を越えた『権力を第一と考えるノーメンクラトゥラ』の政策が存在している。そして、このことから、ソ連の外交をこうさつする上で重要なことは、支配者が誰かということではないであろうか。支配者が誰であり、そしてどのような利益を受けるのかといったことはソ連外交において重要な要素を占めていると思われる。そして、その時の支配者は、絶えずプラグマティックな戦略をとっていると思われる。つまり、ソ連外交を理解する重要なポイントは

- ・ 支配者
- ・ 安全保障
- ・ 考えられる選択肢

といった3点が中心ではないであろうか。そして、三つ目の選択肢を見極めることが最も重要であると思われる。また、イデオロギーは政策決定に影響を及ぼしていたが、選択肢の中の一要因としての要素が多分に強い。もし、ソ連時代のみという形で対外戦略をくくるのならばイデオロギーは大きな柱である。だが、ロシア＝ソ連という継続的な時間で考察すると、イデオロギーは選択肢として捉えたほうがよりの確であると思われる。

勿論、これらの結論は、ソ連の政治体制の細かな分析や内政の理解が、十二分に必要と思われる。例えば、支配者層におけるイデオロギー担当者の権力や志向といったものは無視できない要因である。今回はそれらの分析を行っていないことが欠点の一つであり今後の課題でもある。そして、ドイツを巡る戦後処理対策に東西の確執があると見た場合、米・英・仏対ソ連といった単純構造ではなく、それぞれの戦略の比較を行うこともまた重要と思われる。とりわけ、ソ連と同様に、ナチスの侵攻を受けたフランスの戦略とソ連の戦略を比較することは重要なことであり、また、新たな事実を明らかにしてくれることであると思われる。これらのことは今後研究していくべき課題と思いとめたい。

6 参考文献

小田切 利馬 著

「現代ソ連外交史 --東西関係・交渉史--」 図書刊行会 1985年

松岡 完 著

「20世紀の国際政治」 同文館 1992年

佐久間 樛 訳 M, S, ウォスレンスキー 著

「ノーマンクラツラ」 中央公論社 1988年

森本 良男 著

「ソビエトとロシア」 講談社現代文庫 1989年

ジョージ・F・ケナン 著 清水俊雄 訳

「ジョージ・F・ケナン回顧録 上巻」 読売新聞社 1973年

百瀬 宏・上田隆子 編

「欧州安全保証協力会議（CSCE）1975-1992」

日本国際問題研究所 1992年

松井 弘明 著

「ソ連の国防と東欧」 到草書房 1987年

由井大三郎・中村政則・豊下楯彦 編

「占領改革の国際比較 日本・アジア・ヨーロッパ」

三省堂 1994年

伊東 孝之 著

「ポーランド現代史」 山川出版社 1988年

木村 明夫 著

「クレムリン 権力のドラマ レーニンからゴルバチョフへ」

朝日選書 1985年

土井 泰彦 編著

降旗 節雄・川中子 真・左治木 吾郎 著

「国際体制論 激動の世界を解説するために」

文眞堂 1992年

永井 清彦・南塚 信吾・NHK取材班 著

「社会主義の20世紀 第1巻」

NHK出版協会 1990年

伊東 孝之・南塚 信吾・NHK取材班

アレクサンダー ドプチェク 著

「社会主義の20世紀 第3巻」

NHK出版協会 1990年

